

○ 総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の五の項の規定に基づき、全国家計構造調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

全国家計構造調査規則の一部を改正する省令

全国家計構造調査規則（昭和五十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(調査の目的)

第二条 全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

(定義)

- 第三条 「略」
- 〔2・3 略〕
- 「削る」
- 「削る」

(調査月)

第四条 全國家計構造調査は、直前の全國家計構造調査を行つた年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月及び十一月の二月間にについて行う。

(調査の種類)

第五条 全國家計構造調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査とする。

2|| 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の五の項第三欄第二号の世帯員の収入及び支出その他都道府県知事が調査すべき世帯の所得及び消費に関する事項として総務省令で定めるものの調査は、前項に規定する家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査（第十一条第三項に規定する調査に係るもの）を除く。）とする。

(調査の対象)

第六条 全國家計構造調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定めるものについて行う。

- 一 基本調査 総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「基本調査世帯」という。）
- 二 簡易調査 総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「簡易調査世帯」という。）
- 三 家計調査世帯特別調査 総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「特別調査世帯」という。）
- 四 個人収支状況調査 総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「個人収支状況調査世帯」という。）の世帯員

(調査事項等)

第七条 全國家計構造調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、基本調査の場合には基本調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、簡易調査の場合には乙調査世帯の世帯員に係る第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を調査する。

(調査の目的)

第二条 全國家計構造調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

- 第三条 「同上」
- 〔2・3 同上〕
- 4|| この省令において「勤労者世帯」とは、世帯主が勤労者である世帯をいう。
この省令において「無職世帯」とは、世帯主が無職である世帯をいう。

(調査月)

第四条 全國家計構造調査は、直前の全國家計構造調査を行つた年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の九月、十月及び十一月の三月間にについて行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の一月間にについて行う。

(調査の種類)

第五条 全國家計構造調査は、甲調査及び乙調査とする。

〔新設〕

(調査の対象)

第六条 全國家計構造調査は、甲調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「甲調査世帯」という。）、乙調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「乙調査世帯」という。）の世帯員について行う。

(調査事項等)

第七条 全國家計構造調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には甲調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、乙調査の場合には乙調査世帯の世帯員に係る第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を調査する。

の場合は特別調査世帯に係る第一号から第七号までに掲げる事項を、個人収支状況調査の場合には個人収支状況調査世帯の世帯員に係る第一号、第二号及び第五号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

一 収入及び支出に関する事項

（削る）

二 〔七〕 「略」
八 每月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額

（統計調査員）

第九条 全国家計構造調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

〔一・二 略〕

2 統計調査員は、基本調査及び簡易調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（基本調査及び簡易調査にあつては市町村長から指定された調査区を、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある基本調査世帯、簡易調査世帯、特別調査世帯又は個人収支状況調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、基本調査及び簡易調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、基本調査及び簡易調査にあつては市町村長、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

〔五 略〕

6 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。次条において「基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務の報告）

一 収入及び支出に関する事項。ただし、甲調査においては、勤労者世帯及び無職世帯のいざれにも該当しない世帯については、支出に関する事項とする。

二 主要耐久消費財に関する事項

三 〔八〕 「同上」
〔新設〕

（統計調査員）

第九条 全国家計構造調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

〔一・二 同上〕

2 統計調査員は、甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（甲調査にあつては市町村長から指定された調査区を、乙調査にあつては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある甲調査世帯又は乙調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

〔五 同上〕

6 市町村長は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一備考第六号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。次条において「甲調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（甲調査の統計調査員等に関する事務の報告）

第十一条 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により基本調査及び簡易調査の統計調査員等の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものと報告するものとする。

(委託の報告)

第十二条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いすれも同欄第一号に規定する調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第十二条 基本調査及び簡易調査にあつては市町村長、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票をそれぞれ交付するものとする。

[2 略]

(調査の方法及び期間)

第十三条 全国家計構造調査は、調査員（第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項及び第四項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第七号の規定により基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（第十五条第三項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の基本調査世帯、簡易調査世帯、特別調査世帯又は個人収支状況調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

[2 前項の規定による調査は、実施年の九月一日から十二月三十一日までの間において行う。]

3|| 2 前二項の規定にかかるらず、家計調査世帯特別調査のうち第七条第一項第一号から第六号までに掲げる事項（家計調査（家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第一条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）で把握している事項に限る。）並びに個人収支状況調査のうち第七条第一項第二号及び第五号に掲げる事項（家計調査で把握している事項に限る。）に係る調査については、総務大臣が、家計調査規則第十三条の規定により保存される調査票の内容から電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び第十八条において同じ。）に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第十六条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十七条及び第十八条の規定を適用する。

(期間の変更)

第十四条 市町村長は、基本調査及び簡易調査に關し、天災その他避けることのできない事故のため、前条ため、前条第二項に規定する期間（次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。）に

第十一条 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により甲調査の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。

(委託の報告)

第十二条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いすれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第十二条 甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

[2 同上]

(調査の方法及び期間)

第十三条 全国家計構造調査は、調査員（第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第六号の規定により甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

2 前項の規定による調査は、実施年の八月十五日から十二月二十日までの間において行う。

〔新設〕

第十四条 市町村長は、甲調査に關し、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(期間の変更)

第十四条 市町村長は、甲調査に關し、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条

全國家計構造調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合又は家計調査世帯特別調査若しくは個人収支状況調査に關し、天災その他避けることのできない事故のため、調査の期間に全國家計構造調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、都道府県知事から前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により調査の期間を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間を告示しなければならない。

(報告の義務及び方法)

第十五条 全國家計構造調査に當たつては、第七条第一項各号に掲げる事項について、基本調査、簡易調査及び家計調査世帯特別調査にあつては基本調査世帯、簡易調査世帯及び家計調査世帯特別調査世帯の世帯主、個人収支状況調査にあつては個人収支状況調査世帯の十八歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

2 基本調査世帯、簡易調査世帯及び特別調査世帯の世帯主に準ずる者及び個人収支状況調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 略

4|| 前項の規定にかかわらず、簡易調査世帯の世帯主は、前項の規定により記入した調査票を、総務大臣が定めるところにより調査員が指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により送付することにより、当該調査票の取集に応じたこととみなす。

(調査票等の提出)

第十六条 調査員及び指導員は基本調査及び簡易調査にあつては市町村長、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事に対しその定める期限までに、市町村長は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第七条第一項第五号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

らない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合は又は乙調査に關し、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、都道府県知事から前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

4 総務大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

(報告の義務及び方法)

第十五条 全國家計構造調査に當たつては、第七条第一項各号に掲げる事項について、甲調査にあつては甲調査世帯の世帯主、乙調査にあつては乙調査世帯の十八歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

2 甲調査世帯の世帯主に準ずる者及び乙調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 同上

〔新設〕

第十六条 調査員及び指導員は甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事に対しその定める期限までに、市町村長は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第七条第一項第六号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

【この府令は、公布の日から施行する。
削る】

1 この府令は、公布の日から施行する。
実施年に行う乙調査のうち第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項に係る調査について
は、総務大臣が、家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第十三条の規定により保存
されている調査票の内容（同規則第五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限
る。）から第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行
う。この場合においては、当該調査に係る第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規
定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十
七条及び第十八条の規定を適用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行後最初の全国家計構造調査の実施についてのこの省令による改正後の全國家計構造調査規則第四条の規定の適用については、同条中「直前の全国家計構造調査を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「令和元年」とする。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表全国消費実態調査規則（昭和五十九年總理府令第二十三号）の項中「全国消費実態調査規則」を「全国家計構造調査規則」に、「甲調査」を「基本調査及び簡易調査」に改める。